



2020年11月13日

各 位

会 社 名 理研ビタミン株式会社
代表者名 代表取締役社長 山木 一彦
(コード番号 4526 東証第一部)
問合せ先 経営企画部長 池田 航
(TEL 03-5362-1315)

特別調査委員会の第二次調査報告書の受領に関するお知らせ

当社は、2020年10月7日に公表しました「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、当社の連結子会社における棚卸資産の評価に関する不適切な会計処理の疑義について、外部の専門家である弁護士および公認会計士ならびに社外監査等委員で構成される特別調査委員会を設置し、調査を行いました。本日、特別調査委員会より第二次調査報告書を受領いたしましたので、添付のとおり公表いたします。

※当社は2020年9月23日に特別調査委員会からエビの加工販売の取引についての調査報告書を受領しており、混同しないように本日受領した報告書の名称を、第二次調査報告書といたしました。

記

1. 特別調査委員会の調査結果

特別調査委員会の調査結果につきましては、添付の「第二次調査報告書」をご覧ください。

なお、調査報告書はプライバシーおよび機密情報保護等の観点から部分的な非開示措置を行っております。

2. 連結業績への影響

連結業績への影響につきましては、2020年10月28日に公表しました「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」および「2021年3月期第1四半期決算短信」のとおりであり、変更はございません。

3. 今後の対応について

当社は、特別調査委員会により前回調査報告書の中で指摘された事項に加え、第二次調査報告書における指摘を真摯に受け止め、再発防止策を策定の上実行してまいります。なお、再発防止策は11月19日に公表する予定です。

以 上

第 二 次 調 査 報 告 書

2020年11月13日

理研ビタミン株式会社

特別調査委員会

2020年11月13日

理研ビタミン株式会社 取締役会 御中

理研ビタミン株式会社 特別調査委員会

委員長 藤津 康彦

委員 那須 美帆子

委員 竹俣 耕一

委員 藤永 敏

目次

第 1. 特別調査委員会による調査の概要	1
1. 特別調査委員会設置の経緯.....	1
2. 特別調査委員会の目的.....	1
3. 特別調査委員会の構成.....	2
4. 調査の概要.....	2
(1) 調査期間.....	2
(2) 調査対象期間.....	2
(3) 調査対象範囲.....	3
(4) 調査方法.....	3
ア 関連資料等の閲覧及び検討.....	3
イ インタビュー.....	3
ウ 実地棚卸への立会.....	3
エ デジタルフォレンジック.....	3
(5) 調査の前提・留保.....	4
第 2. 理研ビタミングループの概要等	5
1. 理研ビタミングループの概要.....	5
2. 青島福生食品における在庫管理・棚卸のプロセス.....	5
(1) 取引の全体像.....	5
(2) 在庫の保管・管理、証憑類.....	5
ア 原材料在庫に関するプロセス.....	5
イ 製品在庫に関するプロセス.....	6
ウ 棚卸に関するプロセス.....	8
エ 各プロセスにおける問題点.....	9
3. 在庫の評価.....	9
(1) 棚卸資産評価に関する基本方針.....	9
ア 過剰在庫に対する評価（原材料・製品）.....	10
イ 滞留在庫に対する評価（原材料・製品）.....	10
ウ 正味売却価格に基づく評価（製品）.....	10
エ 廃棄予定品等に対する評価（製品）.....	10
(2) 棚卸資産評価のプロセス.....	10
ア 過剰在庫に関する評価.....	11
イ 滞留在庫に対する評価.....	11
ウ 正味売却価格に基づく評価.....	11
エ 廃棄予定品等に対する評価.....	11

(3) 棚卸資産評価減プロセスに係る内部統制報告制度対応	12
(4) 棚卸資産評価減プロセスに係る内部監査	12
(5) 実地棚卸プロセス	12
(6) 棚卸資産評価損計上額の推移	13
第 3. 調査の結果判明した事実	14
1. 事案の概要	14
2. 滞留在庫の検証	15
3. 滞留在庫の発生の経緯	16
(1) 原材料在庫	16
(2) 製品在庫	17
4. 青島福生食品における対応	17
(1) 滞留在庫に関する関係者の認識	17
(2) 理研ビタミンへの定期報告	17
(3) 実地棚卸の際の対応	18
(4) 滞留在庫処分の際の対応	18
5. 理研ビタミンの認識	19
(1) 青島福生食品からの月次報告時	19
(2) 実地棚卸時	19
6. 小括	19
7. その他	19
第 4. 影響額	21
第 5. 発生原因	22
1. 青島福生食品における問題点	22
(1) 在庫に係る管理体制の脆弱さ	22
(2) 財務報告に係る意識の低さ	23
(3) 経営管理上の問題点	23
2. 理研ビタミンにおける問題点	24
(1) 報告事項のチェック体制に係る問題点	24
(2) 棚卸への立会いにおける問題点	24
(3) 青島福生食品へのガバナンスの根本的な問題点	24
3. グループとしての問題点	25
第 6. 改善策	26
1. 青島福生食品における改善提案	26
(1) 在庫に係る管理体制の改善	26
(2) 財務報告に係る意識の改革	26
2. 理研ビタミンにおける改善提案	26

(1) 内部統制に係る改善.....	26
(2) グループ・ガバナンスの抜本的見直し.....	27
3. グループとしての責任の所在の明確化.....	27
4. 最後に.....	28

第 1. 特別調査委員会による調査の概要

1. 特別調査委員会設置の経緯

理研ビタミン株式会社（以下「理研ビタミン」という。）の 100%子会社である青島福生食品有限公司（以下「青島福生食品」という。）は、2020 年 7 月 15 日、新型コロナウイルス感染症に関する保健衛生の観点から行われた中国山東省膠州市（以下単に「膠州市」という。）の市場监督管理局の立入り検査において、倉庫内に賞味期限を超えて滞留していた在庫が発見され、処分を命じられたことから、滞留在庫を飼料として廉価で販売して処分した。

理研ビタミンは、2020 年 9 月 30 日に青島福生食品から受領した 2020 年 8 月度月次決算報告において、当該廉価販売に伴い約 26 億円の営業損失が計上されていたことから、青島福生食品に対し事実関係の説明及び関連書類の提出を求めたところ、青島福生食品からは、上記のとおり、滞留していた原材料及び製品の一部について、飼料用途として廉価販売していたとの報告を受けた。

この報告により、理研ビタミンと青島福生食品との間で、在庫の仕入・製造時期についての認識に相違があることが判明し、過年度においてそれらの評価が適切に行われていなかった疑い、及びその結果として過年度の連結貸借対照表上の棚卸資産が過大に計上されていた疑いが生じた。そのため、理研ビタミンは、2020 年 10 月 7 日、これらの問題について迅速に調査を行うため、同年 7 月 27 日から同年 9 月 23 日まで青島福生食品におけるエビ取引の実在性に関する調査（以下「前回調査」という。）の目的で設置した特別調査委員会（以下「当委員会」という。）に、改めて調査（以下「本調査」という。）を委嘱することを、臨時取締役会において決議した。

2. 特別調査委員会の目的

当委員会による調査の目的は、以下のとおりである。

- 青島福生食品における棚卸資産の評価に関する不適切な会計処理の疑義（以下「本件」という。）に係る事実関係の調査
- 本件に類似する問題の有無及び事実関係の調査
- その他、当委員会が必要と認めた事項

3. 特別調査委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

- 委員長 藤津 康彦（弁護士 森・濱田松本法律事務所）
- 委員 那須 美帆子（公認会計士 PwC アドバイザリー合同会社）
- 委員 竹俣 耕一（公認会計士 独立役員 理研ビタミン社外取締役監査等委員）
- 委員 藤永 敏（独立役員 理研ビタミン社外取締役監査等委員）

当委員会は、本調査の窓口として理研ビタミンの担当者を置くことに加えて、以下のとおり、森・濱田松本法律事務所（中国オフィスを含む。以下同じ。）の弁護士その他の専門家及び PwC アドバイザリー合同会社（PwC グローバルネットワークのメンバーファームを含む。以下同じ。）の公認会計士その他の専門家を補助者として選任した。なお、中国における現地調査は森・濱田松本法律事務所及び PwC グローバルネットワークのメンバーファームの中国オフィスが担当した。

所属	氏名等
森・濱田松本法律事務所	弁護士宮田俊、同森規光、同蔦大輔、同保坂泰貴、同山内裕雅、同門田航希 中国律師康石、同姚珊、中国パラリーガル金春賢、同楊越文
PwC アドバイザリー合同会社	公認会計士大塚晃、同田島靖大、同高橋翔太 小俣努 他 19 名

また、前回調査において青島福生食品から十分な調査協力が得られなかったことを踏まえて、理研ビタミンにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響で日本からの人員派遣が困難であったため、中国国内の子会社である天津理研維他食品有限公司の総経理及び副総経理を青島福生食品に派遣し、青島福生食品における本調査への対応支援をすることとした。

4. 調査の概要

(1) 調査期間

当委員会は、2020年10月7日から同年11月13日までの間、本調査を実施した。

(2) 調査対象期間

本調査は、原則として、2020年8月に廉価販売した棚卸資産及び同年9月30日時点の棚卸資産を対象とし、これらの棚卸資産の評価に関する対象期間は、2015年4月1日から2020年6月30日までとし、必要に応じて前後に拡大するものとした。

(3) 調査対象範囲

当委員会は、本件に係る事実関係の調査を行い、また、理研ビタミンによる青島福生食品に対するグループ管理体制についても、本件を踏まえて前回調査の結果から追加的に検討を行った。

(4) 調査方法

本調査の具体的な内容は、以下のとおりである。本調査における制約については下記(5)を参照されたい。

ア 関連資料等の閲覧及び検討

当委員会は、本件に関する業務プロセスを理解するため、青島福生食品において、本件に関係する部署の各担当者への質問や各種証憑類等の関連資料の閲覧及び検討を行った。また、社内規則等の関連資料についても当委員会が必要と認める範囲で閲覧及び検討を行った。

具体的な調査対象資料は、別紙 1 を参照されたい。

イ インタビュー

当委員会は、青島福生食品における本件全般の担当者、経理の担当者、倉庫担当者、青島福生食品の管理職ら本件に関係している役職員及び第三者並びに理研ビタミンによるグループ・ガバナンスの観点から当委員会が必要と認めた役職員合計 22 名に対し、インタビューを実施した。

具体的な対象者については、別紙 2 を参照されたい。

ウ 実地棚卸への立会

当委員会は、2020 年 10 月 12 日から 15 日にかけて実施された青島福生食品の冷凍倉庫及び外部倉庫 4 社における棚卸資産の実地棚卸に立ち会って、在庫の実在性及び滞留在庫の有無の確認を行った。

エ デジタルフォレンジック

当委員会は、青島福生食品における経営幹部及び理研ビタミンとのコミュニケーション担当者の合計 3 名並びに理研ビタミンにおいて青島福生食品の棚卸資産評価に関係する担当者等 7 名について、デジタルフォレンジックを実施した。

デジタルフォレンジックの概要については、別紙 3 を参照されたい。

ただし、青島福生食品におけるデジタルフォレンジックについては、下記(5)のとおり
の制約が存在した。

(5) 調査の前提・留保

本調査は、上記(1)記載の時間的制約の中で、上記(4)記載の調査方法に基づき実施されたものである。本調査は法的強制力を有するものではなく、親会社である理研ビタミンからの指示に基づいた青島福生食品による任意の協力がその前提となるものであるから、一定の限界があったことは否めない。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当委員会の委員又は日本の調査チームは青島福生食品を訪問することができず、理研ビタミン及び理研ビタミンの他の中国子会社から青島福生食品に対する調査対応支援のため役職員の派遣を行ったもののその員数や期間については一定の制約があった。

デジタルフォレンジック調査については、前回調査とは異なり青島福生食品の協力は得られたものの、保全された PC については、内蔵ハードディスクが 2020 年 9 月から 10 月の間にリプレースされ、古いハードディスクは廃棄されていたため、新しいハードディスクにコピーされたデータ以外のデータを確認することができなかった。青島福生食品の説明によれば、前回調査において PC に個人情報等が保存されていたことがデジタルフォレンジック調査の支障になったことから、PC から個人情報等を除外する目的で、ハードディスクを入れ替えた上で個々の従業員が業務上の情報を選別して新しいハードディスクにコピーしたとのことである¹。このため、デジタルフォレンジック調査によって取得したデータの完全性・網羅性について担保することはできない。

当委員会が立ち会った実地棚卸についても、マイナス 20 の冷凍庫内での作業となるため、長期間の実施が困難であることに加えて、外部倉庫業者のうち 1 社からは新型コロナウイルス感染症の予防の観点から部外者の外部倉庫への立ち入りを拒否されたこと等の制約が存在した。

これらの制約の他にも、より時間をかけて、又は他の調査方法を採用できていたならば、本調査の結果とは異なる結果となる可能性は否定できず、当委員会は、調査結果が完全であることを担保することはできない。

なお、本調査は理研ビタミンのために行われたものであり、当委員会は理研ビタミン以外の第三者に対して責任を負うものではない。

¹ 当委員会は、青島福生食品に対して、前回調査の過程又は調査報告書において IT システムの問題の指摘及び改善の提案を行ったものの、PC のハードディスクの入替えやソフトの再インストールといった対応を求めたことはない。また、ハードディスクの入替えについて、理研ビタミンへの報告や相談はなされていない。

第2. 理研ビタミングループの概要等

1. 理研ビタミングループの概要

当委員会による2020年9月23日付「調査報告書」(以下「前回調査報告書」という。)第2「理研ビタミングループの概要」を参照されたい。

2. 青島福生食品における在庫管理・棚卸のプロセス

(1) 取引の全体像

青島福生食品における冷凍食品の加工販売業務は、原材料を仕入れて倉庫で保管し、倉庫から出庫して製品に加工、製品在庫として再度倉庫に保管し、当該製品を販売するというプロセスを経る。具体的な業務フローは下記(2)のとおりである。

(2) 在庫の保管・管理、証憑類

青島福生食品の社内記録及び担当者らの説明による青島福生食品における在庫の保管及び管理のプロセス概要並びに当委員会による青島福生食品の社内証憑類の確認状況は、下表のとおりである。

ア 原材料在庫に関するプロセス

	関与者 (青島福生食品)	プロセス	当委員会による 証憑類の確認状 況
入庫	冷凍倉庫保管員 品質検査員 冷凍倉庫経理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原材料を受け取る際に、冷凍倉庫保管員は原材料の内容及び数量が業務部員の受取指示と一致するか否かを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> • 品質検査員がサンプルチェックを行う。原材料の外観検査を実施し、「水産品輸入原材料受取検査記録」/「野菜原材料検査記録」に日付と船荷証券番号(輸入原材料)又は運送車両のナンバープレート(国内原材料)を記録する。原材料ロット番号、品名、品質状況は品質検査員が記録する。輸入原材料に関して、品質検査員は原材料の「衛生証明書」又は「漁獲証」及び「入国貨物衛生証明書」を整理して保管する。 2. 品質検査の完了後、冷凍倉庫保管員は倉庫の既存空きスペースにより原材料の保管場所を決定する(1)。 3. 冷凍倉庫保管員及び冷凍倉庫経理は各自の保管帳に入庫した原材料の名 	左記プロセスに基づき、当委員会は以下の書類を確認した： <ul style="list-style-type: none"> • 水産品輸入原材料受取検査記録 • 野菜原材料検査記録 • 衛生証明書/漁獲証及び入国貨物衛生証明書 • 冷凍倉庫保管員原材料入出庫保管帳 • 冷凍倉庫経理原材料入出庫保管帳

	関与者 (青島福生食品)	プロセス	当委員会による 証憑類の確認状 況
出庫	冷凍倉庫保管員 冷凍倉庫経理	<p>称、数量、日付(2)を記録する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 各生産工場の統計担当者が「内部調達リスト」に受取部署、出荷部署、日付、品名、規格、重量情報を記録し、当該リストにサインした後、各生産工場の生産担当者に「内部調達リスト」を引き渡す。 出庫の対象となる原材料のロット番号は必ずしも「内部調達リスト」に記録されているとは限らない。 「内部調達リスト」にロット番号が記載されている場合は、現場主任及び業務部員がロット番号を確認する。ロット番号が「内部調達リスト」に記載されていない場合は、業務部員の口頭指示に基づき、冷凍倉庫管理員が出庫処理を行う。 冷凍倉庫保管員は、「内部調達リスト」の出荷者にサイン後、原材料を生産工場の生産担当者に引き渡す。 冷凍倉庫保管員及び冷凍倉庫経理は各々の原材料入出庫保管帳に出庫した原材料の名称、数量、日付(2)を記録する(倉庫経理の保管帳に記録した日付は記帳日で、実際の原材料出庫日ではない。) 	<p>左記プロセスに基づき、当委員会は以下の書類を確認した：</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部調達リスト 冷凍倉庫保管員原材料入出庫保管帳 冷凍倉庫経理原材料入出庫保管帳
ロット別原材料明細表の作成	在庫管理担当者 冷凍倉庫経理	<ol style="list-style-type: none"> 在庫管理担当者は、月末に冷凍倉庫経理から在庫移動に関する情報(「物品受領書」)を入手する。 在庫管理担当者は、在庫移動に関する情報(「入出庫伝票」)に基づいて、先入先出法により「ロット別原材料明細表」を作成する。 	<p>左記プロセスに基づき、当委員会は以下の書類を確認した：</p> <ul style="list-style-type: none"> 入出庫伝票 ロット別原材料明細表

- 在庫を保管すべき倉庫及び保管場所は事前に決められておらず、空いたスペースに在庫している状況にあった。
- 原材料のロット番号は記録されていない。

イ 製品在庫に関するプロセス

	関与者 (青島福生食品)	プロセス	当委員会による 証憑類の確認状 況
入庫	生産工場社員 冷凍倉庫保管員	<ol style="list-style-type: none"> 各生産工場の社員は生産ラインでの加工が完了した後、手書きで紙の「入 	<p>左記プロセスに基づき、当委員会</p>

	関与者 (青島福生食品)	プロセス	当委員会による 証憑類の確認状 況
	生産工場統計担 当者 冷凍倉庫経理	<p>庫製品確認表」に加工工場名、日付、品名、規格（ 3 ）及び重量情報を記録し、サインを行う。その後に冷凍倉庫保管員に完成品を引渡し、冷凍倉庫保管員は「入庫製品確認表」にサインした上で完成品を受け取る。</p> <p>2. 同時に、生産工場統計担当者は月末に当月分の原材料投入数（「内部調達リスト」の数量合計）及び完成品生産数（当月分「入庫製品確認表」の数量合計）を纏めて、「加工報告表」を作成し、生産工場長は確認証跡として印鑑を押す（「加工報告表」の最終版は在庫の記帳に係る証憑として財務部で保管する。）。</p> <p>3. 冷凍倉庫保管員は実際に受け取った入庫完成品数について、「冷凍倉庫保管員完成品入出庫保管帳」に完成品名称、規格及びパッケージ重量の分類に従って、完成品の入庫数及び入庫日付を記録する。</p> <p>4. 冷凍倉庫経理は「入庫製品確認表」に基づき、「冷凍倉庫経理完成品入出庫保管帳」の完成品名称、規格の分類に従って、入庫数を纏めて記帳日と一緒に記録する（ 3 ）。</p>	<p>は以下の書類を確認した：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入庫製品確認表 • 加工報告表 • 冷凍倉庫保管員完成品入出庫保管帳 • 冷凍倉庫経理完成品入出庫保管帳
出庫	冷凍倉庫保管員 品質検査員 冷凍倉庫経理	<p>1. 冷凍倉庫保管員は、業務部員から提供された「出荷明細表」に従って積載し、かつ手書きで「出庫明細表」に取引先、出庫日付、完成品名、規格、数量、重量及び物流車両のナンバープレート等の情報を記録する。輸出製品の出荷ロット番号は業務部員より指定する。国内販売品は特別に指定されていない場合、先入先出しで出荷する。</p> <p>2. 冷凍倉庫の品質検査員は積込のプロセスで、製品の外観検査を行い、かつ「製品出荷検査記録」に結果を記録する。</p> <p>3. 冷凍倉庫保管員は「出庫明細表」の完成品名称、規格及びパッケージ重量の分類に従って、「冷凍倉庫保管員完成品入出庫保管帳」で完成品出庫情報を記録する。</p> <p>4. 冷凍倉庫経理は「出庫明細表」等の文</p>	<p>左記プロセスに基づき、当委員会は以下の書類を確認した：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 製品出荷検査記録

	関与者 (青島福生食品)	プロセス	当委員会による 証憑類の確認状 況
		書を受領した後、「冷凍倉庫経理完成 品入出庫保管帳」の完成品名称、規格 (3) の分類に従って、完成品の出 庫数を記録する(4)。	
滞留製品 リストの 作成	財務部担当者	1. 財務部担当者は、「完成品明細表」か ら、製品の最終移動日を確認し、直 近 1.5 年の間に数量の動きがないも のを「滞留製品リスト」に記録する。 2. 財務部担当者は、「滞留製品リスト」 を秘書に送付し、秘書から本社に報 告が行われる。	左記プロセスに 基づき、当委員会 は以下の書類を 確認した： <ul style="list-style-type: none"> 完成品明細 表 滞留製品リ スト

3 全ての製品が規格分類通りに記録されるとは限らない。

4 「冷凍倉庫経理完成品入出庫保管帳」の中に、実際に出荷した製品のロット番号は記
録されていない。

ウ 棚卸に関するプロセス

	関与者 (青島福生食品)	プロセス	当委員会による 証憑類の確認状 況
棚卸	冷凍倉庫経理 財務部 冷凍倉庫保管員 財務経理 業務部	1. 棚卸は一年に一回行う(毎年12月)。 冷凍倉庫経理は冷凍倉庫に保管され ている「冷凍倉庫保管員原材料入出 庫保管帳」及び「冷凍倉庫保管員完 成品入出庫保管帳」に基づいて、原 材料及び完成品の在庫リストを整理 し(在庫名称、重量及び置き場所を 含む。)財務部に渡してから「棚卸 表」として使用する。 2. 棚卸に関与するメンバーは、青島福 生食品財務部、冷凍倉庫保管員、冷 凍倉庫経理、業務部及び現地の会計 事務所であり、理研ビタミンは立会 を行う。 3. 棚卸完了後、結果を財務帳簿と照合 し、重大な棚卸差異を分析する。「棚 卸表」には、冷凍倉庫保管員、冷凍 倉庫経理、業務部員及び財務担当者 がサインを行い、その後、財務部長 が承認する。	左記プロセスに 基づき、当委員会 は以下の書類を 確認した： <ul style="list-style-type: none"> 棚卸表

エ 各プロセスにおける問題点

上記原材料在庫、製品在庫及び棚卸の各プロセスを確認するに当たって、以下の問題が見られた。

過剰在庫及び滞留在庫の管理に関する正式なポリシーと手順の欠如

青島福生食品には、過剰在庫・滞留在庫を分析及び監視するための指定された担当者や部門がなかったことを含め、過剰在庫及び滞留在庫の管理に関する正式なプロセスや要件がなかった。

先入先出しによる出庫の不徹底

青島福生食品の倉庫では、先入先出しで在庫を出庫するという規則が工場内に掲示されていたが、各倉庫担当者は先入先出法による在庫の出庫を遵守しておらず、製造及び販売担当者の指示に従って出庫していた。先入先出しによる出庫に関しては、モニタリングやレビューが行われておらず、管理指標にもなっていなかった。

在庫の評価に関する会計基準の不遵守

青島福生食品の財務責任者によると、在庫評価については、経営陣からの指示もなく、過剰在庫や滞留在庫に関するデータが不足していたため、中国会計基準に準拠して適切に在庫を評価していなかった。

ロット別原材料明細表、滞留製品リストの正確性と網羅性の不十分な検証

青島福生食品は、理研ビタミンに対して、仕入日と数量の情報を記載したロット別原材料明細表と、1.5年超動きのない滞留製品リストを提出していたが、これらの在庫リストは、理研ビタミンに提出する前に、ほかの入出庫に関する記録等と比較するなど、正確性と網羅性についてレビューされていなかった。

3. 在庫の評価

以下で述べる青島福生食品の過剰在庫・滞留在庫に関する会計上の評価は、理研ビタミンの連結決算において理研ビタミンが行っており、青島福生食品の個別の財務諸表においてはこれらの評価は行われていない。また、青島福生食品においては水産加工品、冷凍野菜のほかにコラーゲンも製造・販売しているが、コラーゲンに係る在庫評価に関しては、過去の販売実績や今後の販売計画により収益性が大幅に低下していると判断し、連結上では全額を評価損として計上済みであるため、滞留在庫は存在しているものの本件との関係性が薄いと判断し記載を省略している。また、冷凍野菜については、仕入れと同時に製造されるため、そもそも原材料在庫が生じない。

(1) 棚卸資産評価に関する基本方針

理研ビタミンは、過剰在庫（原材料・製品）、滞留在庫（原材料・製品）、製品に関する正味売却価格との比較及び廃棄予定の製品という4つの観点から棚卸資産の評価を行い、棚卸資産評価減を売上原価として計上している。

ア 過剰在庫に対する評価（原材料・製品）

過剰在庫については、直近1年間の使用実績（原材料）又は販売実績（製品）を基に消化に要する年月を算出し、消化に一定期間以上を要する原材料・製品について、以下の計算方法により評価減を計上する。

消化に要する年月	棚卸資産評価減の計算方法
1.5年以下	-
1.5年超 2.0年以下	帳簿価額のうち当該年限に対応する在庫の帳簿価額 × 33.3%
2.0年超 3.0年以下	帳簿価額のうち当該年限に対応する在庫の帳簿価額 × 66.6%
3.0年超	帳簿価額のうち当該年限に対応する在庫の帳簿価額 × 100%

イ 滞留在庫に対する評価（原材料・製品）

品群別に仕入日・製造日から1.5年を超過した在庫を対象として、使用可能性若しくは販売の実現可能性を確認し、使用・販売不能とみなされるものについて評価減を計上する。

なお、原材料については、仕入後1.5年を超過した在庫について機械的に評価を下げるわけではなく、直近の使用実績や今後の使用見込みを加味した上で評価を確定する。

ウ 正味売却価格に基づく評価（製品）

直近販売価格を上回る帳簿価額の製品につき、以下の計算方法により評価減を行った上で評価を確定する。

$$\text{（各期末日の翌月の販売価格 - 見積販売直接経費 [物流単価]）} \times \text{在庫数量}$$

注：青島福生食品の決算月と理研ビタミンの決算月とは3か月異なるため、決算月の翌月の販売実績単価を正味売却価格算定の基礎としている。

エ 廃棄予定品等に対する評価（製品）

製造日から起算して品質保持期限を超えているなどの理由により、廃棄が予定されている製品について、原則、収益性がないものとして評価減を計上する。

(2) 棚卸資産評価のプロセス

棚卸資産評価のプロセスにおいて基礎資料として主に用いられる資料は以下のとおりである。いずれも、青島福生食品から理研ビタミンへ報告される資料である。

資料名	内容	報告頻度	使用
(a)売上・在庫等一覧表	当月の製品群別売上高・売上数量、当月末時点の在庫数量・金額の一覧表	月次	ア、ウ
(b)原材料一覧表	当月末の原材料数量・金額の一覧表	月次	ア
(c)購入原材料一覧表	当月仕入れた原材料数量・金額の一覧	月次	ア

資料名	内容	報告頻度	使用
	表		
(d)ロット別原材料明細表	ロット別（仕入日別）原材料在庫数量の一覧表	月次	イ
(e)滞留製品リスト	理研ビタミンが青島福生食品に対して実施する質問に対する回答時に作成される製造後 1.5 年を超過する製品滞留在庫の一覧表	四半期毎	イ、エ

ア 過剰在庫に関する評価

(a)売上・在庫等一覧表、(b)原材料一覧表及び(c)購入原材料一覧表を基に、四半期毎に連結決算に取り込む連結補正後の青島福生食品の財務諸表作成を目的として、青島福生食品の棚卸資産残高を確定し、原材料及び製品の過剰在庫について、基本方針に則り計算する。

なお、仕入後 1 年以内の原材料及び新規に取り扱いを開始した原材料から製造した製品については、過去消化実績期間が 1 年に満たず、消化年月を見積ることができないため、評価減の対象から除外される。

イ 滞留在庫に対する評価

原材料について、理研ビタミンは、(d)ロット別原材料一覧表を基に、四半期毎に、仕入後 1.5 年を超過する原材料在庫の有無について青島福生食品に確認を実施していた。仕入後 1.5 年を超過する原材料があった場合には、販売見込み等を聴取し、消化の見通しが無いものについては、評価損を計上することとしている。

次に、製品については、青島福生食品から月次の報告を受ける在庫のリストは品群別に報告されているところ、その中に滞留在庫の基礎となる製造日別の在庫情報の記載はない。そのため、理研ビタミンは、製造後 1.5 年を経過する滞留製品が記載された(e)滞留製品リストを基に、販売見込み等を聴取し、それに応じて評価減を行う。廃棄予定品とされているもの又は販売可能性がほぼないものについては、下記エのとおり、廃棄予定品又はそれに準じて取り扱う。

ウ 正味売却価格に基づく評価

(a)売上・在庫等一覧表を四半期毎に加工し、当月の製品在庫単価と翌月の製品販売価格（販売単価から見積販売直接経費を控除した金額）を比較し、在庫単価が正味売却価格を上回る製品について評価減の金額を計算する。

エ 廃棄予定品等に対する評価

(e)滞留製品リストを基に、青島福生食品からの回答に基づき、廃棄予定品については全額評価減を計上し、その他の製品についても、理研ビタミン経理部から青島福生食品へのヒアリングを実施し、販売可能性がないと判断されたものについて全額評価減を計上して

いる。

(3) 棚卸資産評価減プロセスに係る内部統制報告制度対応

青島福生食品の棚卸資産評価減プロセスは、内部統制報告制度における決算・財務報告プロセスの重点事項と位置づけられ、2019年3月期第2四半期から計算過程における間違いを防止するため、チェックシートに基づき、経理部の複数名で重畳的に在庫評価の計算を確認している。但し、青島福生食品から報告される原資料の正確性、網羅性等については原資料に青島福生食品で資料を検収した証左として押印される社印の有無によってのみチェックしており、青島福生食品側での資料の作成方法や基礎資料との突合までは、理研ビタミン側での確認プロセスには含まれていなかった。

(4) 棚卸資産評価減プロセスに係る内部監査

理研ビタミンの監査部は、原材料在庫及び棚卸に関する内部監査を実施しており、在庫に関しては、青島福生食品から送付されるロット別原材料明細表を検討して滞留在庫の有無を確認及び評価している（棚卸への立会については下記(5)を参照されたい。）。

具体的には、青島福生食品から送付されるロット別原材料明細表のうち、仕入後1.5年を超過しているものに対して、使用の見込み（品質、販売予定先及び販売見込み）を質問票により尋ねて得られる回答内容と、現地訪問時のヒアリングにより確認及び評価している。回答内容で書かれた販売予定のとおり販売されていない場合には、事後的にフォローアップも実施する。

なお、製品在庫に関しては、月次で青島福生食品から報告される製品在庫のリストにロットの記載がないため、確認・評価の範囲外である。

(5) 実地棚卸プロセス

実地棚卸に当たっては、理研ビタミンからは、原則、経理部1名、監査部1~2名が立ち会い、青島福生食品職員による実地棚卸が適切に実施されていることを確認する。

青島福生食品の実地棚卸は、棚卸表との突合ではなく、各倉庫の現物を端から順に確認して用紙に記録し、それらを集計して帳簿数量との一致を確認するという手順である。

現物確認は、青島福生食品倉庫担当者が、各倉庫の現物に貼付されている棚札に記載された情報（品名・ロット・数量）を読み上げ、青島福生食品の工場経理担当者・財務部担当者が紙に記録することで行う。

理研ビタミンから立ち会う経理部員及び監査部員は、すべての記録を取るのではなく、サンプルとして数点記録するにとどまり、あくまで実地棚卸が適切な手順に従い実施されているかどうかという観点から確認を行っている。この際、古い在庫が滞留していないかどうかという観点からも在庫を確認しているものの、青島福生食品の倉庫は、隙間なく在庫が保管されているため、在庫が置かれている位置によっては確認が非常に困難である。

(6) 棚卸資産評価損計上額の推移

2016年3月期以降の各期の棚卸資産の評価損計上額は以下のとおりである(金額は洗替法²による各期末時点の評価損計上額)。

(単位：千元)

評価損の観点	2016/3期	2017/3期	2018/3期	2019/3期	2020/3期
過剰在庫(原材料)	-	2,063	2,173	1,245	599
過剰在庫(製品)	17,201	6,633	3,716	2,553	1,813
滞留在庫(原材料)	2,262	-	-	-	-
滞留在庫(製品)	-	-	-	-	-
正味売却価格(製品)	2,293	1,196	4,993	1,876	709
廃棄予定品(製品)	16,922	40,477	43,854	47,479	50,553
合計	38,678	50,369	54,736	53,153	53,674

なお、滞留在庫(原材料)に対する評価減は、2016年3月期にエビ原材料2,262千元を計上しているが、これは、エビ原材料の直近1年の生産納入量と原材料の在庫数量を比較し、使用消化見込み年数が2.8年となるため滞留原材料としての評価減を計上したものである。

また、滞留在庫(製品)に関しては、上記(2)イのとおり、理研ビタミンは製品について滞留在庫の基礎となる製造日別の在庫情報に関する網羅的な報告を受けておらず、四半期毎に青島福生食品から受領する滞留製品リストを基に評価減を行うところ、販売見込みがない又は廃棄予定品であるとして、廃棄予定品(製品)として評価減を行うものがほぼ全てであるため、滞留在庫(製品)としては計上されていない。

² 本報告書において、「洗替法」とは、継続適用を原則として棚卸資産の種類毎に簿価の切り下げの要因毎(物理的な劣化、経済的な劣化、市場の需給変化に起因する売価の低下)に前期の簿価切り下げ額の戻し入れを行う方法をいう(棚卸資産の評価に関する会計基準第14項)。

第3. 調査の結果判明した事実

1. 事案の概要

2020年7月15日に、膠州市の市場監督管理局による立入り検査が実施された。これは定例の検査であるが、今年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、また、煙台市から納品される原材料に問題が発生し、青島福生食品が同市から原材料を仕入れていたこともあり、特に原材料の管理に関して例年より厳格な検査が実施された。この調査において、青島福生食品の倉庫に賞味期限を超えた在庫が発見されたため、青島福生食品は、賞味期限に関して問題がある在庫を調査し、処分するよう指導を受けた。

これを受けて青島福生食品は、2020年8月6日までに古い在庫の処分方針及び在庫処分販売計画を決定し、古い在庫を飼料として安価で販売することにより処分した。処分対象となった古い在庫は、2015年～2017年頃から保有を開始していた、鱈等の原材料在庫、及び鱈や鮭等の製品在庫である。なお、青島福生食品においては、滞留在庫が特定できる在庫のリストは作成されておらず、冷凍倉庫内の在庫も必ずしも日付順に整理されているものでもなかったため、倉庫内で古い日付の在庫を探して特定した上で処分した。この点、古い在庫については、品質管理部と倉庫部が集計を行い、集計報告書を作成し、飼料用として、H社、I社、J社、K社の4社に廉価で販売している。以下のとおり、販売した在庫の数量合計は21,189トン、そのうち賞味期限切れであった在庫は14,217トンである。

品目	原材料/製品	販売数量(トン)	期限切れ数量(トン)
鱈	原材料	18,558	13,000
鮭	原材料	157	157
エビ	原材料	31	31
鱈	製品	2,051	856
鮭	製品	371	152
エビ	製品	21	21
	合計	21,189	14,217

これらの処分在庫に関する取引については、当委員会において、売却先に残存していた処分在庫の現物の一部を確認し、売却先であるH社及びI社へのインタビューを実施したほか、各売却先との間の売買契約書、物品受領書及び発票(請求書)等の存在を確認しており、青島福生食品の報告どおり滞留在庫の処分であったことについて疑わせる事情は検出されていない。

理研ビタミンは、2020年9月30日に、青島福生食品から2020年8月度月次損益の報告を受けた際、粗利が大きくマイナスとなっていたため、同年10月1日に青島福生食品に対して説明を求めたところ、上記の市場監督管理局による立入り検査及び在庫の処分の経緯

について報告を受けた。

上記第 2.3.(2)のとおり、理研ビタミンは、青島福生食品から、月次でロット別原材料明細表の提出を受けており、冷凍魚の原材料在庫については、仕入れから 2 年間は品質的に問題がないとの説明に基づき、仕入れ後 1.5 年を経過する原材料在庫の有無を確認し、必要に応じて経年による評価損を計上することとしていた。したがって、本来であれば、ロット別原材料明細表に基づき、滞留在庫の存在を把握できていたはずであった。しかしながら、青島福生食品は、本来であれば、原材料は先入先出法により使用し、その使用したロットの原材料をロット別原材料明細表から消し込んでいくという処理を行うべきであったが、実際には、使用したロットにかかわらず、古いロットの原材料から順番にロット別原材料明細表から消し込んでいくという先入先出法的な消込処理を行っていたため、理研ビタミンが提出を受けていたロット別原材料明細表の表示上は、古いロットの原材料から順調に消化されて滞留在庫が存在しないことになっていた。

また、製品在庫については、理研ビタミンは青島福生食品に対し、四半期毎に、製造後 1.5 年を超過する滞留在庫及び廃棄予定の有無について報告を求めていたが、青島福生食品からロット別の滞留在庫の情報が十分に共有されず、ロット単位で滞留在庫に対する評価を行った場合には、追加で評価減を計上すべき製品が存在することが判明した。

2. 滞留在庫の検証

当委員会は、青島福生食品による 2020 年 8 月の処分後に滞留在庫が残存していないかを検証するため、実地棚卸への立会を、主に以下の要領で実施した。

内部倉庫内のラック毎に、複数の箱の重量等が記載された棚札に基づいて数量を記録し、サンプルベースで、箱の総数をカウントし、棚札の数量と照合した。

サンプルベースで箱を開け、箱に記載されたラベルの内容を確認した。

主に最前列に置かれた原材料・製品の箱に印字された（又は箱に添付された手書きのラベルに記載された）仕入日・製造日の日付を記録した。

カウント後、カウントされた在庫数量を集計し、在庫リストと照合した。

これらの結果、青島福生食品が作成した在庫リストと実際に存在する在庫の現物との間の重要な数量の差異及び重要な仕入日又は製造日の差異は確認されなかったものの、実地棚卸の立会においては、以下の制約が存在した。

1 つのラックに多数の箱が保管されており、奥に保管されている箱やラックの高い位置にある箱を目視で確認できなかった。そのため、ラックにある複数の在庫の品名や数量を確認するには、ラック前面に添付された手書きの棚札に依拠するしかなかった。

在庫の箱に添付された手書きのラベルに記載された「在庫品名」、「数量」、「製造日付」等を記録したものの、品質管理面の制約や時間的制約により、箱の中身は一部しか見られなかった。

製造日については、前面に配置された箱の日付のみしか確認できず、奥に保管された在庫を見ることはできなかった。

青島福生食品では在庫システムが整備されておらず、在庫リストを手作業で作成しているため、仕入日又は製造日の情報も一元的に保持されておらず、在庫の外装から判断するしかなかった。

3. 滞留在庫の発生の経緯

(1) 原材料在庫

青島福生食品においては、上記第 2.2.(2)のとおり、原材料在庫の使用について、本来は、先に入荷した原材料から先に生産に使用する「先入先出し」が原則とされていたが、青島福生食品における担当者らの供述を総合すると、近年においては、以下の各要因から、新しい在庫から使用される傾向が存在した。

第 1 に、取引先から、新しい原材料を使用して製造してほしいという要請が増えていたことである。青島福生食品の生産部門においては、製品に使用される原材料の保管期間に関し、顧客からの要求が年々厳しくなり、保管期間が 6 か月ないし 1 年以内の原材料を使用するよう要求されるようになったこと、また、製品の外箱に、使用した原材料を最初に冷凍した日を表示するよう要求されるようになったことなどを理由として、2016 年頃から、製造担当者が倉庫に保管されている原材料在庫を製造用に出庫する際に、新しい原材料を優先的に選択するようになった。そのために、古い原材料は製造に使用されないまま滞留するようになっていった。

第 2 に、新しく良質な原材料を使用して製品を製造した方が従業員の賃金が高くなるという関係にあり、新しい原材料を使うインセンティブが存在したことが挙げられる。すなわち、2015 年から始まった青島福生食品における生産改革により、青島福生食品社内におけるルールが変更され、従業員の賃金につき、加工量と歩留まり率に応じて計算されるようになった。そのため、新しく良質な原材料を加工して製造した方が歩留まり率が良くなり、賃金が高くなるようになったことから、製造担当者が、本来使用すべき古い原材料を使用せず、新しい原材料を使用するインセンティブが生じていた。なお、このような慣習を変えるため、2018 年に生産計画部を設置し原材料の使用方法を管理しようとしたが、同部は原材料の状況を把握することができず、うまく機能しなかったとのことである。

第 3 に、品質管理部門によって滞留在庫の使用が抑制されたことである。冷凍魚の原材料は、長期間保管すると風味が変化するなどの品質上の問題が生じ、重要な顧客の商品生産に使用できなくなることから、品質が変化しているおそれのある古い原材料の使用を抑

えるようになった。そのため、長期間保管され製品に使用されない原材料在庫が徐々に滞留するようになった。

(2) 製品在庫

製品在庫については、青島福生食品においては基本的には受注生産ではあるが、注文のキャンセル等により製品在庫が積み上がることが度々生じており、それらが適時に処分されていなかった結果、製品在庫についても滞留在庫が存在していた。

4. 青島福生食品における対応

(1) 滞留在庫に関する関係者の認識

青島福生食品品質管理部長の FQ 氏によれば、青島福生食品の品質管理部は、従前から、倉庫において原材料在庫の仕入日等を目視で確認し、古い原材料在庫が使われず滞留していたことを認識しており、社内でそのような在庫の存在を複数回指摘していたとのことである。なお、品質管理部が在庫問題を認識した具体的な時期や、上記指摘の時期は不明であるが、遅くとも 2018 年時点では指摘していたとのことである。

また、財務部としては、製品群ごとに、完成品明細表から製品の最終移動日を確認し、直近 1.5 年の間に数量の動きがないかどうか確認した上で、理研ビタミンの経理部に報告していたものの、製品のロット別の動きを把握していなかったため、結果として長期滞留製品在庫の報告が漏れていた。

さらに、品質管理を担当する副総経理の FE 氏によれば、同氏においても、遅くとも 2019 年時点で滞留在庫の存在を認識していたとのことである。

また、総経理の FA 氏も、2016 年時点で滞留在庫の存在を認識していたが、2022 年に予定されている青島福生食品の拠点の移転に注力しており、滞留在庫への対応の優先順位が低かった旨の説明を行っている。

上記 3.(1)記載の製造の状況を踏まえれば、必然的に滞留在庫が生じるどころ、青島福生食品では、上記のとおり、現場担当者はもちろん、経営幹部においても、滞留在庫の存在を認識していた。

(2) 理研ビタミンへの定期報告

青島福生食品においては、上記 3.(1)のとおり、古い原材料在庫を消化しないまま新しい原材料在庫を加工対象として消化していたが、ロット別原材料明細表では、実際に消化した在庫ではなく、先入先出法的に古い在庫から順番に消し込んでいたため、表示上は、古い在庫から順調に消化され、直近 1、2 年の在庫のみが残っていることになっていた。

そのため、当該明細表からは、在庫の数量は把握できるが、在庫の実際の保管期間は把握できない状態であった。

FE 氏によれば、このような形でロット別原材料明細表を作成・管理している理由は、以

前の責任者である元副総経理の FG 氏（昨年 12 月に青島福生食品を退職している。）及び当時のロット別原材料明細表の作成担当者の方法を踏襲しているだけであって、在庫数量は正しく記載されているため、特に問題視していなかったとのことである。

なお、財務部は、ロット別原材料明細表の原材料の数量合計が、会計帳簿と一致していることを確認しているのみで、財務部ではロット別に在庫を管理していないことから、ロット別原材料明細表についてチェックは行っていなかった。

本調査においては、青島福生食品の担当者が、ロット別原材料明細表における仕入日の記載を軽視していたこと、及び従来の業務の方法を踏襲しており、それが問題であると特に考えていなかったことなどがうかがわれるものの、古い在庫の存在を意図的に隠蔽するためにロット別原材料明細表を作成していたことを示す証拠は見つからなかった。

また、製品在庫についても、上記第 2.3.(2)のとおり、四半期毎に、理研ビタミンは製造後 1.5 年を超過する滞留在庫及び廃棄予定品の有無について報告を求めていたが、青島福生食品においては、全ての滞留製品在庫をロット単位で報告すべきとの認識までは有していなかった。

(3) 実地棚卸の際の対応

当委員会は、過去の実地棚卸を通じて、滞留在庫が発見されてこなかったことに鑑み、当該実地棚卸において、滞留在庫の存在が意図的に隠蔽されていなかったかという観点から検証を行ったが、下記 5.(2)のとおり、実地棚卸における倉庫内での目視確認の困難性、在庫管理の不備等は認められたものの、在庫の実地棚卸の際に、青島福生食品が、棚卸に立ち会う理研ビタミン担当者に対して、滞留在庫の存在を意図的に隠蔽していたことを示す証拠は見つからなかった。

(4) 滞留在庫処分の際の対応

上記 1.のとおり、2020 年 7 月に市場監督管理局による青島福生食品に対する立入検査が行われ、青島福生食品は同年 8 月には滞留在庫を処分していたが、これらの経緯は理研ビタミンには適時に報告されず、同年 10 月初めになって、理研ビタミンが青島福生食品に対して月次損益の異常について説明を求めたことで初めて報告された。

この点について、FA 氏は、従前より理研ビタミンからは滞留在庫があれば迅速に処分するよう要請されていたこともあり、個別の在庫処分の報告は不要と考えていた旨説明しているが、理研ビタミンは、近年、青島福生食品の資金繰りを改善するために過剰な原材料を資金化することを提案していたものであり、滞留在庫を認識した上でこれを処分するよう要請したという経緯は認められない。

5. 理研ビタミンの認識

(1) 青島福生食品からの月次報告時

理研ビタミンは、青島福生食品から、毎月、仕入後 1.5 年を超過する滞留在庫に関してロット別原材料明細表の提出を受けており、それを原材料在庫評価の基礎資料として用いていたが、ロット別原材料明細表の内容が正確であることを当然の前提としており、根拠資料の確認までは行っていなかった。

また、製品在庫については、四半期毎に、廃棄予定品の有無について報告を求めていたが、ロット単位での網羅的な報告はなされていなかった。

このため、理研ビタミンでは、本件の問題発覚以前に、青島福生食品における滞留在庫の存在を認識するには至らなかった。

(2) 実地棚卸時

青島福生食品では、仕入日・製造日、ロットや品質保証期間等に基づき在庫を整理して保管するといった厳密な管理は行われていない。製品在庫は、概ね同時期に製造された同種のものについて、製造日が数日異なっていたとしても、倉庫内にまとめて置かれるなどしている。実地棚卸にあたって、それに立ち会う理研ビタミン担当者は、実際に倉庫に入って在庫の仕入日又は製造日等を確認していたが、冷凍倉庫内は非常に温度が低く、長時間滞在できるものではなかったため、在庫の全量は確認していなかった。また、出荷用の箱に梱包されている在庫については賞味期限等の日時等を確認できるが、仮箱（例えば昔の製品の箱を使い回すなどしている。）に保管されている在庫は、箱の表示と内容物が対応していないため、在庫の仕入日又は製造日を正確に確認することができなかった。また、倉庫内は懐中電灯が必要なほど暗く、在庫の保管されている棚は一般人の背丈の倍程度であり、棚の高所・奥深くに保管されている在庫について仕入日又は製造日を確認することはできなかった。

6. 小括

以上のとおり、青島福生食品においては滞留在庫の存在自体は経営幹部にも認識されていたものの、そもそも青島福生食品内において精緻な在庫管理がなされておらず、正確なロット別の情報が存在しなかったため、理研ビタミンに対しても正確に報告していなかった。そのため、理研ビタミン側でも滞留在庫の存在を認識することができなかった。

当委員会は、意図的な隠蔽であったかという視点でも調査を行ったが、青島福生食品が滞留在庫の存在を意図的に隠蔽していたことを示す証拠は見つからなかった。

7. その他

本調査においては、疑義の生じた滞留在庫の問題を中心として棚卸資産全体を調査の対象とした。本調査の結果、上記 4. のとおり、棚卸資産について意図的な不正と認めるに足

りる証拠は検出されておらず、また、棚卸資産以外に本件に類似する問題が存することを示す証拠は得ていないこと、売掛金については近年、理研ビタミンにおいて重点的確認対象とされてきたことなどを踏まえて、本調査の時間的制約の下では、棚卸資産以外の評価については理研ビタミンの対応に委ねることが合理的かつ効率的と考えられるため、理研ビタミンと協議の上、棚卸資産以外は本調査の対象に含めないこととした。

なお、青島福生食品以外の海外連結子会社に関しては、理研ビタミンが設立から関与し、理研ビタミンの国内における事業領域と同種のものであるほか、理研ビタミンから現地責任者及び管理者が派遣されており、日頃のコミュニケーションが緊密に行われている。そのため、青島福生食品とそれ以外の海外連結子会社については、経理面や業務推進上の管理・統制の状況は質的に異なると判断し、本調査の対象に含めないこととした。

第4. 影響額

本件に関して、理研ビタミンが過去の有価証券報告書の連結貸借対照表において訂正した金額は以下のとおりである。

(単位：千元)

項目	2016/3期	2017/3期	2018/3期	2019/3期	2020/3期
商品及び製品	3,512	2,673	4,575	7,797	56,362
原材料及び貯蔵品	-	15,556	64,685	89,740	109,426
合計	3,512	18,229	69,260	97,537	165,788

なお、上記の訂正額に関して、理研ビタミンは、棚卸資産の評価を入手可能な情報に基づいて見直しており、その範囲において、当委員会として追加で連結財務諸表の修正が必要な事実は識別されなかった。

但し、当委員会としては、棚卸資産の評価に関して以下の制約があったことを付記する。

- 評価減計上の基礎となる在庫の滞留期間に関して、原材料においては仕入日、製品においては製造日をその起点日としているが、これらの起点日については、在庫システム等で管理されておらず、主に棚卸資産の外装に書いてある情報や加工した際に記載した情報等に基づいて今回作成されたものであり、必ずしも証拠力の高いエビデンスとの突合はできなかった。
- 評価減計上の対象となる在庫の実在性及び網羅性について、上記第1.4.(5)のとおり、棚卸立会の実施に関する制約により、当委員会は完全な調査を実施することができなかった。

第 5. 発生原因

当委員会としては、前回調査報告書「第 4 理研ビタミンによる青島福生食品の管理体制」記載の各管理体制に係る不備が、本件の根底にある重要な原因になっているものと考えており、原則的に、その点は改めて指摘しないが、以下では、本調査によって検出された本件に係る原因を中心に指摘する。

1. 青島福生食品における問題点

(1) 在庫に係る管理体制の脆弱さ

上記第 2.2.(2)及び第 3.3.(1)のとおり、青島福生食品においては、原材料在庫の使用について「先入先出し」が原則とされていたが、近年においては、新しい在庫から使用される傾向が存在した。青島福生食品がこのような方法を採用していた経緯には、取引先との関係等、ビジネス上一定の必要性があったものと考えられるが、そうであれば、それに対応した適切な管理体制を構築し、かかる在庫使用をすれば当然発生し得る滞留在庫の処理方法も確立しておかなければならなかったのにもかかわらず、担当者や担当部門、正式なプロセスや管理指標が存在せず、モニタリングやレビューもなされていないなど、適切な対応は行われていなかった。

在庫の物理的管理に関しても、在庫の保管場所が明確に決められておらず、どの在庫がどの倉庫に保管されているかについては、担当者の記憶のみを頼りに把握がなされていたこと、及び原材料在庫は原材料メーカーによってラベルが貼付されているためラベルが不統一であり、ラベルによる統一的な管理がなされていないことなどの不備が存在した。

また、上記第 2.2.(2)及び第 3.1.のとおり、理研ビタミンに報告するロット別原材料明細表上の在庫リストの記載について、上記のような新しい在庫から使用する傾向が生じていることを無視して「先入先出し」で払い出されたかのような消込みがなされており、実態を反映しない在庫リストとなっていたばかりでなく、実地棚卸の結果等のほかの情報と比較するなど、正確性と網羅性に係るレビューもなされていないかった。青島福生食品においては、そもそも正確に当該明細書を作成するという意識自体が欠けていたといわざるを得ない。

さらに青島福生食品における実地棚卸は、数量の確認が中心であり、以下の要因から、古い在庫の確認が不十分であったことが考えられる。まず、冷凍倉庫内は非常に温度が低く、また暗い状況にあったことから、長時間に亘る実地棚卸作業、及び目視による確認作業が困難であった。このような中で、原材料・製品等が整理されておらず、ラベルも規格等が統一されていないことから、いずれが古い在庫であるかの判別が容易ではない状況にあった。また、実地棚卸の管理手順が明確にされておらず、棚卸資産の日付の重要性に関する認識も不十分であったことから、数量には注目して実地棚卸を行っていたものの、そもそも日付には必ずしも注意を払っていない状況があった。

このほかにも、在庫管理がIT化されていないこと、在庫の帳簿の保管年数に関する規定がなく過去のは廃棄されていること、及び在庫の記録について複数の者が確認する体制がないことなどがその不備として指摘できる。

当委員会は、前回調査報告書においても、青島福生食品において取引全般に関する適切な証憑の作成及び管理体制が確立されていない点、また独自の監査部門がないためにコンプライアンス上の問題点や不正事案について内部で管理する機能が十分に備わっていない点、ITシステムを導入した管理が行われていない点の指摘を行ったが、これらの問題が、上記のような在庫に係る管理体制の脆弱さという局面にも色濃く表れていることが今回の調査で明らかになったといえる。

(2) 財務報告に係る意識の低さ

上記(1)のような在庫に係る管理体制が脆弱であることの根底には、前回報告書でも指摘したとおり、青島福生食品には上場会社である理研ビタミングループ企業であるという意識が希薄であり、財務報告・会計処理の重要性に関する理解・意識が乏しいことも挙げられる。実際、青島福生食品の品質管理部において、経営課題として、古い在庫をどうにかすべきだという問題提起もあったが、当該問題が重視されなかったため適時に対応がなされることがなく、2020年7月15日の市場監督管理局の立入り検査で指摘を受けるに至ったが、この時点においても過去の会計処理への影響の有無について思い至っていない。特に滞留在庫の評価減の問題は、青島福生食品自体における会計処理の問題ではない（すなわち、滞留在庫評価は連結決算において理研ビタミンが行っている。）ということもあり、青島福生食品側で行うことは理研ビタミンからの指示を受けて在庫リストを提出するのみであることも、青島福生食品における在庫評価に係る理解・意識を乏しくさせ、ひいては理研ビタミンへの正確、十分、適時の報告が行われなかった原因の一つになっているものと考えられる。

(3) 経営管理上の問題点

青島福生食品は、理研ビタミンが青島福生食品を買収して以降、FA氏が総経理として陣頭指揮を執ってきたことを背景に、青島福生食品全体における統率は同氏に強く依存している状況にあることは前回調査報告書においても指摘したが、その結果として、同氏が重要と認識していない又は十分に対処する余力がない事項については、対応が放置又は先送りされることがあった。古い原材料在庫の処理に関しては、遅くとも2018年頃までにFQ氏から問題の指摘がなされており、また、FA氏に対しても報告はあったが、他の優先的な経営課題に取り組まれる中で、会社としての対応が行われなかった。

そもそも、滞留在庫が生じるということは資金が在庫に固定されるということであるから、在庫管理は、財務報告に係る内部統制上の問題である前に、製造プロセス及び生産管理といった経営管理上の問題である。顧客と使用する原材料の冷凍保管期間について交渉

し又は原材料購入量について慎重に検討するなどして滞留在庫が積み上がらないように努力すること、そのための大前提として、正確な在庫情報を把握して在庫を管理することは、当然行うべき経営努力である。それにもかかわらず、FA氏が滞留在庫の問題を特に重要視せず、滞留在庫への対策が講じられてこなかったのは、近年の理研ビタミンによる支援が、かえって青島福生食品内においてモラルハザードを生じさせていた可能性が否めない。

2. 理研ビタミンにおける問題点

(1) 報告事項のチェック体制に係る問題点

理研ビタミンは、毎月、在庫リストにより在庫の数量・金額・品目の報告を受けており、特に原材料在庫についてはロット別の仕入日についても報告を受けているが、理研ビタミン側ではその内容の正確性について確認していなかった。また、古い製品在庫の有無については、理研ビタミンから投げかける質問票に対する青島福生食品からの回答内容に依拠していたが、必ずしもそれを裏付けるような証拠を提供させるなどの確認を行っていなかった。

子会社からの報告内容について、その裏付けを常に確認することが必要であるということではないものの、青島福生食品の作成する資料がどのような手続・経過をたどって作成されたものであるかを把握し、必要に応じて改善を求めるべきであった。しかしながら、理研ビタミンにおいては、青島福生食品とのコミュニケーションの不足も一因となり、これらの確認はなされていなかった。

(2) 棚卸への立会いにおける問題点

青島福生食品における定期的な実地棚卸には、理研ビタミンの監査部、経理部等が立ち会ってきた。しかしながら、上記1.(1)のとおり、倉庫の保管状況等に鑑みると在庫の確認作業には一定の困難を伴うことから、個々の日付等の確認までは現実的には難しく、また必ずしも古い在庫の有無を確認することを目的とする立会ではなかったことから、在庫の滞留までは確認が行き届いていなかった。

(3) 青島福生食品へのガバナンスの根本的な問題点

前回調査報告書でも指摘した理研ビタミンの青島福生食品に対するグループ・ガバナンスの脆弱さ、コミュニケーションの不足、管理強化を伴わない支援強化等が、上記1.(3)のとおり、青島福生食品でモラルハザードを生じさせた可能性が否めない。

すなわち、青島福生食品とのコミュニケーションは、前回調査報告書に記載のとおり、ルーチンでの報告等以外には業務推進チーム及び業務推進チームによる支援の中でなされてきたが、青島福生食品をして理研ビタミンの意向に従わせるという観点では、事実上、会長のRB氏とFA氏との属人的信頼関係に基づく単線のラインしか機能していな

かった。組織的に行われるべき子会社管理においては異常な状態であり、理研ビタミンの社内においても管理の脆弱性の懸念は持たれていたが、中国の国営企業を買収したという特殊な経緯、買収を主導した前会長の RA 氏や現会長の RB 氏の FA 氏への高い評価、青島福生食品は中国政府により「三同企業」³として認定されるなど品質面では高い評価を受けていたこと、黒字経営を維持していたこと、事業上の関係が深まらなかったことなどの事情から、改善されることはなかった。このようなおざなりな管理体制は既成事実化してしまい、2016 年以降の青島福生食品の業績悪化に際して資金繰り支援の強化・事業構造転換の指示（輸出中心から中国国内市場へ、簡易加工品から高付加価値品への転換）等が行われてきたものの、経営責任を取らせることや、管理面の強化を図ることはできないままとなっていた。

3. グループとしての問題点

青島福生食品は、前回調査の対象となったエビ取引の实在性について疑義が生じて監査手続が長引いていた最中に膠州市の市場监督管理局の立入検査を受け、前回調査の最中において滞留在庫の廉価処分を行っていたにもかかわらず、理研ビタミンに対してそれらの事象を適時に報告することはなく、前回調査報告書において当委員会が管理体制の不備の指摘や提言を行った 2020 年 9 月 23 日の後、理研ビタミンがそれを踏まえて対応方針を決定して公表した同年 9 月 30 日になって、事情の説明もなく単に売却損を計上した 2020 年 8 月度月次決算報告をしたのみであった。

さらに、上記第 1.4.(5)のとおり、前回調査報告書の公表後、理研ビタミンが付帯的な業務改善策を策定している期間においてさえ、理研ビタミンに何らの相談も報告もすることなく、独断でかつ、適切な管理もなされないまま PC のハードディスクのリプレースを行っている。

これらの状況から、当委員会が前回調査報告書で指摘した、理研ビタミンと青島福生食品との間での理念や価値観の共有の欠如、コミュニケーションの不足、グループ・ガバナンス体制の脆弱性といった本質的な問題が浮き彫りになったと言うべきであり、本書の日付現在において、これらが更に重大かつ喫緊の課題となっていると指摘せざるを得ない。

³ 輸出用製品と同じスペック（同一基準、同一生産ライン、同一品質）の製品を中国国内向けに販売する企業として、中国政府から認定されている企業を指す。

第 6. 改善策

当委員会としては、前回調査報告書第 5「グループ・ガバナンスの見直しに係る提言」記載の事項は、本件における改善策としても妥当するものであり、上記第 5.のとおり、更に重大かつ喫緊の課題となっているものと考えているが、本調査によって検出された本件の問題に対する追加的な改善策として、以下の提案を行う。

1. 青島福生食品における改善提案

(1) 在庫に係る管理体制の改善

青島福生食品においては、在庫の使用及び管理の方法に関するルール、システム等の整備・見直しが必要と考えられる。すなわち、在庫の管理や滞留在庫の処分に関するルール、責任の所在やプロセスを明文をもって明確化することで、在庫の適切な使用及び管理が行われる体制を早急に構築する必要がある。

在庫の物理的な管理方法についても、倉庫における在庫の管理がしやすいように、保管場所を明確化し、またラベルを統一的なものにするなど見やすさに関する工夫をすることも考えられる。

また、原材料在庫について、仕入日の管理を徹底する必要があり、使用した原材料を在庫リストから消込する際には、実際に使用した原材料の消込をするという取扱いを徹底しなければならない。製品在庫についても、製造日の確認を網羅的に行えるようリストの管理を行うべきである。これらの在庫管理について、IT による管理を導入することも不可欠である。

さらには、これまで、実地棚卸においては、数量の確認が中心であり、古い在庫の確認が不十分であったが、今後は在庫の新旧の確認を含め、在庫の状態をより広範かつ実質的に確認できるように、上記の在庫管理方法の改善をした上で、実地棚卸の管理手順の明確化等を行うことが必要である。

(2) 財務報告に係る意識の改革

上記第 5.1.(2)のとおり、青島福生食品では、上場会社の連結子会社としての会計処理の重要性に関する理解・意識が欠如していたことが問題の根底にあると考えられる。

理研ビタミンのグループ内にある以上は、青島福生食品の経理部において連結グループ会計方針の視点に立って理解、意識付けを深める必要があるとともに、各現場担当者においても在庫管理の基礎的な考え方の教育は不可欠である。

2. 理研ビタミンにおける改善提案

(1) 内部統制に係る改善

本件については、理研ビタミンにおいて、青島福生食品に対してより明確な指示若しくは認識の摺り合わせを行い、又は適切なチェック体制を整備できていれば、十分かつ適切

な報告を受け、又はより早期に問題に気付くことができた可能性がある。たとえば、ロット別原材料明細表の作成・更新の方法についても、より詳細な指示を行ったり、そのプロセスについて定期的に打合せを行ったりするなどの方法により原材料在庫のリストの正確性・網羅性を担保することや、製品在庫についても定期的に滞留の有無を確認するなどしてフォローアップすることも考えられる。また、青島福生食品から理研ビタミンに対する報告の頻度や内容自体について見直すなど、在庫を把握する体制の整備を行うことが考えられる。さらには、実地棚卸を含めた理研ビタミンによる直接的な監査のプロセスにおいて、より実質的な問題点の検出が行われる体制の整備を早急に行うことが必要である。

さらに、青島福生食品の現在の人材のみでは、上記 1.の改善対応も困難と考えられるので、理研ビタミンから対応のために必要な人材を派遣し、又は必要に応じて外部人材の活用も行うべきである。

青島福生食品においては少なくない従業員が滞留在庫の事実を認識し、問題と感じていたようであり、そのような者から理研ビタミンに対してより早期に一報がなされていれば、早期発見ができていたとも考えられる。この観点からは、内部通報窓口としてのグループ通報窓口を充実・周知させ、かつ、これに対するグループ会社従業員からの信頼性を高めることが、今後における問題の早期発見に資するものと考えられる。

(2) グループ・ガバナンスの抜本的見直し

上記(1)のような個別的・技術的な対応は、グループ・ガバナンスの抜本的な見直しとそれに伴う青島福生食品における意識改革があってこそ実効性を有するものである。前回調査報告書でも指摘したとおりであるが、価値観を共有し、コミュニケーションを充実させ、青島福生食品の実際の業務運営を理解し、各部門による管理のあり方を見直すことが必須である。まずは、指揮命令について属人的な信頼関係に基づくコミュニケーションラインしか事実上機能しないような異常な状態は解消する必要がある。

3. グループとしての責任の所在の明確化

本件のような事態を二度と生じさせないためには、青島福生食品において、滞留在庫を適切に管理せず、理研ビタミンに対して適時に適切な報告も行わなかったことなどについて、経営陣の責任を明確化する必要があることは当然である。このことは、上記 2.(2)のグループ・ガバナンスの見直しの前提ともなる。

さらに、青島福生食品がこのような事態を発生させる状況にあることを許してきた理研ビタミン側での親会社としての管理監督上の責任についても検討すべきである。

そもそも、買収後 25 年以上経過しているにも関わらず、長年にわたり青島福生食品のマネジメントを FA 氏に強く依存させ、親会社としてあるべきガバナンス・管理体制の構築ができないままとなっており、その結果、理研ビタミンは、前回調査においては子会社の取引の実在性を確認することができず、有価証券報告書等の提出期限延長をした上で過年

度訂正をすることとなり、さらに、本件により、再度の訂正をした上で四半期報告書の提出を遅延して監理銘柄（確認中）指定を受け、監査人の監査報告書又は四半期レビュー報告書は意見不表明又は結論の不表明となるという極めて重大な事態を招くに至っている。理研ビタミンとしてもこの責任を深く自覚しなければならない。

本件を受けて、理研ビタミン・青島福生食品双方において、過去の柵を断ち切って経営体制の再構築を行うことも検討に値する。

4. 最後に

当委員会は、前回調査報告書においても、改善が実効的に行えない場合は持分の見直しも含めた関係の検討を行うべきことを指摘したが、本件を踏まえて、理研ビタミンは、抜本的な改善に早急にかつ全力で取り組むのか、持分の見直しも含めた関係の検討を行うのか、決断を迫られていることを念のため付言する。

以上

別紙 1

調査対象資料の概要

- 組織規程、関係会社管理規程、稟議規程等、理研ビタミングループの関係会社管理に関する資料
- 組織図及び組織管理規程等、青島福生食品の組織に関する資料
- 2020年8月の廉価販売取引に関する証憑（契約書、物品受領書等）
- 在庫の保管管理の業務フローに関する資料、各種証憑サンプル、青島福生食品の内部統制に関する資料
- 青島福生食品における実地棚卸に関する資料
- 理研ビタミン及び青島福生食品における在庫評価に関する資料（規程・計算資料等）

別紙 2

インタビュー対象者一覧¹

No.	氏名	役職・所属等
理研ビタミン		
1.	RB 氏	代表取締役会長
2.	RM 氏	監査部長
3.	RK 氏	経理部長
4.	RN 氏	経理部経理第 1 チームリーダー
5.	RE 氏	経理部経理第 2 チームリーダー
6.	RO 氏	経理部経理第 2 チーム
7.	RD 氏	第二生産本部第二生産管理部福生食品担当チームリーダー
8.	RC 氏	顧問
青島福生食品		
9.	FA 氏	総経理
10.	FI 氏	副総経理（冷凍倉庫責任者）
11.	FE 氏	副総経理
12.	FC 氏	財務部長
13.	FQ 氏	管理部長
14.	FR 氏	輸出部長
15.	FS 氏	魚工場 生産工場長
16.	FT 氏	福生冷凍野菜工場長
17.	FU 氏	研究開発責任者兼 L 社事業部長
18.	FV 氏	倉庫管理員
19.	FW 氏	輸出部
20.	FX 氏	冷凍部
社外の関係者		
21.	HA 氏	H 社 総経理
22.	IA 氏	I 社 業務部マネージャー

¹ なお、以下に記載する所属・役職等は、インタビュー実施時点のものである。

別紙 3

デジタルフォレンジックの概要

1. 理研ビタミン株式会社における電子データの保全及び精査

当委員会は、2020年10月9日から同月14日までの間に、理研ビタミン株式会社の会長であるRB氏を含む役員及び従業員（以下「役職員」という。）合計12名が使用していた個人貸与のPC及びThin Client合計6台、サーバに保存されているRB氏を含む役職員合計12名の電子メール、共有ファイルサーバ内の電子ファイル・フォルダ等の電子データを保全した。

当委員会は、保全した電子データのうち、PC及びThin Client合計6台と合計12名の電子メールについて、データベース化処理を施した上で調査用プラットフォームにアップロードした。アップロードされた電子データについて、当委員会の目的を達成するため、青島福生食品の棚卸資産評価に係る担当者等7名（その詳細は**デジタルフォレンジック対象者一覧**を参照されたい。）のPC及びThin Client、並びに電子メールについて、本件に関連するキーワード等を用いて閲覧対象に絞込みをかけ、合計2万1,889件の電子データを特定し、精査の対象とした。

2. 青島福生食品における電子データの保全及び精査

当委員会は、2020年10月12日から同月13日までの間に、青島福生食品有限公司の総経理であるFA氏を含む従業員（以下「役職員」という。）合計3名（その詳細は**デジタルフォレンジック対象者一覧**を参照されたい。）が使用していた個人貸与のPCを保全した。

当委員会は、保全した電子データのうち、PC合計3台について、データプロセッシングを施した上で調査用プラットフォームにアップロードした。アップロードされた電子データは、当委員会の目的を達成するため、本件に関連するキーワード等を用いて閲覧対象に絞込みをかけ、合計2,021件の電子データを特定し、精査の対象とした。

ただし、**本文第1.4.(5)**のとおり、保全されたPCについては、内蔵ハードディスクが2020年9月から10月の間にリプレースされ、古いハードディスクは廃棄されていたため、新しいハードディスクにコピーされたデータ以外のデータを確認することができなかった。そのため、デジタルフォレンジック調査によって取得したデータの完全性・網羅性について担保することはできない。

デジタルフォレンジック対象者一覧²

No.	氏名	役職・所属等
理研ビタミン		
1.	RB 氏	代表取締役会長
2.	RK 氏	経理部長
3.	RN 氏	経理部経理第1チームリーダー
4.	RE 氏	経理部経理第2チームリーダー
5.	RO 氏	経理部経理第2チーム
6.	RD 氏	第二生産本部第二生産管理部福生食品担当チームリーダー
7.	RC 氏	顧問
青島福生食品		
8.	FA 氏	総経理
9.	FE 氏	副総経理
10.	FB 氏	外事部

² なお、以下に記載する所属・役職等は、インタビュー実施時点のものである。